

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.9

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	地下街の防災対策の推進 (地下街防災推進事業)
制度の趣旨・背景	大規模地震発生時の避難者等の混乱状態、施設の老朽化への懸念より、地下街管理者が行う地下街の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定の支援を目的とします。
制度の内容	<p>地下街の防災対策に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援します。</p> <p>「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ地下街管理者が行う防災推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街管理者が行う防災・安全対策の取組みを支援します。</p> <p>■補助率</p> <p>1. 地下街防災推進計画策定費 補助率：1/3 地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用が補助対象となります。</p> <p>2. 地下街防災推進事業費 補助率：1/3 地下街防災推進計画に基づき実施される事業に要する費用が補助対象となります。</p> <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る） ・ 避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）の整備 ・ 防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備 ・ 利用者への避難啓発活動
対象となる方	地下街管理会社、協議会
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL：03-5253-8416（内線 32-843）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街の安心避難対策ガイドラインの策定について http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000024.html